

環境省・オフセット・クレジット（J-VER）制度認証委員会  
（事務局：気候変動対策認証センター）御中

平成23年10月4日

## オフセット・クレジット（J-VER）プロジェクト登録依頼書

オフセット・クレジット（J-VER）制度における妥当性確認が終了しましたので、プロジェクト登録を依頼します。

プロジェクト名 <sup>1</sup>			
秋田市：秋田杉 森林吸収 J-VERプロジェクト PART II			
【依頼者】プロジェクト代表事業者			
事業者名(フリガナ)	秋田市(アキタシ) 秋田市長 穂積 志		
住所	〒010-8560 秋田市山王一丁目1-1		
代表者氏名	穂積 志	代表者役職	秋田市長
担当者氏名	長谷川 覚	担当者 所属部署・役職	農林部農地森林整備課 主席主査
担当者 E-mail	ac791377@city.akita.akita.jp	担当者電話番号	018-866-2117
プロジェクト事業者・プロジェクト参加者			
プロジェクト事業者名	秋 田 市		
プロジェクト参加者名			
オフセット・クレジット（J-VER）取得予定者			
事業者名(フリガナ)	以下のうち当てはまる項目に☑		
	<input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト代表事業者である。 <input checked="" type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト事業者である。 <input type="checkbox"/> 本プロジェクトのプロジェクト参加者である。		
妥当性確認機関			
妥当性確認機関名	株式会社 JACO CDM		

<sup>1</sup> プロジェクト名は、抽象的な表現を避け、「〇〇県△△事業者による□□（排出削減技術）を用いた温室効果ガス排出削減事業」のように、先にプロジェクト実施場所やプロジェクト事業者名を入れる等により、第三者に事業内容が伝わりやすいものとしてください。但し、事業の愛称やキャッチコピーをサブタイトルとしてつけていただくことは可能です。

プロジェクト情報	
プロジェクト概要 <sup>2</sup>	<p>(具体的な内容を簡潔に記載すること。)</p> <p><b>【プロジェクトの目的・内容】</b></p> <p>秋田市は、オフセット・クレジット(J-VER)を取得・販売し、その追加的資金を活用して、持続可能な森林経営による森林整備の促進を図ることを目的とするとともに、市のHPや広報を活用し、環境・地球温暖化対策の重要性、さらに温室効果ガスの削減や吸収は自らの努力が必要であるという市民意識の醸成を図ります。</p> <p><b>【適格性基準との整合性】</b></p> <p>C. 1 ポジティブリストの番号 : No. R001 Ver. 4. 1</p> <p>C. 2. 1 条件1 : 対象地は、森林法第5条に規定される地域森林整備計画対象森林に含まれる。</p> <p>C. 2. 2 条件2 : ①プロジェクト対象地は、森林施業計画、空中写真で対象地の位置、森林施業計画内に収まっていることを確認した。</p> <p>②クレジット発行期間内に森林施業計画において、プロジェクト対象地の転用および主伐の計画はない。また、モニタリング・検証にあたっては伐採届を提出する。</p> <p>③間伐率は森林施業計画に定めた、概ね20～30%で実施する。</p> <p>④プロジェクト対象林は、2011年度の間伐を実施した林分を対象とする。</p> <p>C. 2. 3 条件3 : 秋田市森林施業計画は、秋田市森林整備計画に適合するものとして、秋田県知事により認定されている。なお森林整備計画の長期の方針に基づき計画的に間伐を実施し、適切な管理に努め持続的な森林経営を図る。</p> <p><b>【法令遵守状況】</b></p> <p>森林・林業基本法(第9条)、森林法(第5条、第11条・第25条)を遵守する計画となっている。</p> <p><b>【採用技術】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 間伐の実施 : 定性間伐とし、チェーンソー等によって行う。</li> <li>・ 間伐面積の測定 : ポケットコンパス S-28(牛方商会:牛型式半円高度分度式)によって行う。</li> <li>・ プロット調査 : 樹高測定はLaser Technology社製(アメリカ) TRUPULSE200で行う。</li> <li>・ 胸高直径の測定は輪尺で行う。</li> </ul>

<sup>2</sup> プロジェクト概要は、プロジェクトの目的・内容の他、適格性基準との整合性・法令遵守状況・採用技術・モニタリング方法・GHG算定式の方法論への準拠性・モニタリング体制・QA/QC体制等に関することを2ページ以内で具体的に記述してください。

**【モニタリング方法】**

モニタリングにおける活動量(面積)は、補助金及び起債事業の導入に伴い、秋田県造林補助事業実施要領第11条に従い小班毎に、実測(森林測量)に基づく方法で(閉合差5/100)以内の精度で実施し、秋田県の確認審査を受けるものである。

モニタリングポイントは市内6地区に分かれていることから、モニタリングプロットは、林況・方位・標高・地形などの条件を考慮に15のグループ化を図り計15箇所にモニタリングプロットを設定する。地位級の特定はモニタリングプロットの毎木調査のデータを「秋田県民有林スギ人工林収穫予想表等に関する基礎調査書(昭和 55 年 3 月 秋田県林務部)」の地位級別樹高曲線に代入し特定する。特定した地位に従い、適切な収穫予想表を選択し、幹材積の蓄積量を算出する。吸収量算定に必要な拡大係数、容積密度、地上部に対する地下部の比については「京都議定書3条3及び4の下でのLULUCF活動の補足情報に関する報告書」の値を使用する。また、写真撮影はモニタリング方法ガイドラインに則って行う。

**【GHG 算定式の方法論への準拠性】**

オフセット・クレジット(J-VER)制度の「モニタリング方法ガイドライン(森林管理プロジェクト用)(Ver.3.0)」に基づき実施するため、GHG算定式の方法論に準拠している。

**【モニタリング体制】**

・モニタリングの実施は、農林部 農地森林整備課 林務担当と整備担当の各オフセット・クレジット担当者が、業者委託(間伐及びモニタリング委託業者:秋田中央森林組合)により行う。

・モニタリング報告書の作成は、モニタリング同様、農林部 農地森林整備課 林務担当と整備担当の各オフセット・クレジット担当者が行い、林務担当 副参事がデータチェック・報告書の内容確認を行い、それを受け吸収量算定確認者である同課 オフセット・クレジット担当参事が確認後、同課 整備担当参事のクロスチェックを受け、吸収量算定部門責任者である農地森林整備課長が報告書の確認を行い承認後、最終確認者である吸収量算定確認者 農林部長の承認を得る。

・プロジェクト全体の内部監査は、農林部 農林総務課長が行う。

**【QA / QC 体制】**

・教育訓練 : オフセット・クレジット担当者はもとより、組織内関係者及び委託業者に対して、モニタリング体制・モニタリング手順、測定機器の維持管理の在り方、野帳や報告書の記載方法等について研修、説明会を行いモニタリング精度・信頼性の向上に努める。

・情報の管理 : 吸収量を算定したデータを電子媒体(エクセル形式)及び紙資料として保存する。管理は農地森林整備課 林務担当 副参事(オフセット・クレジット担当)が行い、データの管理期間は平成 35 年 3 月 31 日までとする。

・データの確認 : データは農林部 農地森林整備課 オフセット・クレジット担当参事が行い、農林部 農地森林整備課 整備担当 参事がクロスチェックを行い、

	<p>確認はモニタリング報告書の作成された時点に行う。</p> <p>・内部監査：プロジェクト計画が適切に実施されているかについて内部監査を実施する。実施者は農林部 農林総務課長とし、監査時期はデータ確認チェックが行われ、モニタリング報告書が作成された時点に行う。</p> <p>・測定機器の点検管理：農林部 農地森林整備課 オフセット・クレジット担当者と受託業者である秋田中央森林組合担当者が測定器を屋内の適切な場所に保管し、モニタリング実施前に、点検・キャリブレーションを実施し記録・管理する。</p>						
プロジェクト実施場所	<p>(プロジェクト実施場所が複数ある場合は、全ての住所を表形式等で記述する。)</p> <p>秋田市金足黒川字逆川4  秋田市上新城五十丁字潤金 1-2  秋田市上新城道川字入ヶ沢 119-1  秋田市濁川字東沢 57  秋田市添川字東台沢 25  秋田市添川字湯沢台 1-4  秋田市太平八田字猿田沢 46-2  秋田市太平八田字二手ノ又 49  秋田市太平黒沢字牛舞沢 31-2  秋田市上北手古野字早坂 55  秋田市下浜八田字神田 90-1  秋田市下浜長浜字上中沢 54/65-2  秋田市下浜羽川字権現沢 61-1  秋田市下浜名ヶ沢字小湊 35-1  秋田市下浜羽川字柏木長根 1-1</p> <p>秋田市添川字湯沢 126  秋田市山内字田中 189/204  秋田市太平八田字金山2  秋田市太平黒沢字矢櫃 5・5-2・3  秋田市太平山谷字谷山 40  秋田市下浜羽川字神田 89-1  秋田市下浜八田字杉沢 119-6  秋田市下浜長浜字鳥田 34  秋田市下浜名ヶ沢字ハジカミ沢 1-1  秋田市下浜羽川字サシドリ長根 1-1  秋田市下浜羽川字仏の沢 1-1</p>						
<方法論 R001・R002・R003 のみ> プロジェクト対象面積	161.66ha						
プロジェクト期間	2011年4月1日～ 2013年3月31日(2年0ヶ月)						
クレジット期間	2011年4月1日～ 2013年3月31日						
プロジェクト計画開始 届提出日	2011年9月6日						
妥当性確認終了日	2011年9月28日						
想定削減・ 吸収量	年度	2008	2009	2010	2011	2012	合計 <sup>3</sup>
	t-CO2	—	—	—	2,219	2,160	4,379
適用モニタリング方法 ガイドライン	<u>オフセット・クレジット(J-VER)制度モニタリング方法ガイドライン</u> ( <u>森林管理プロジェクト ver. 3.0</u> )						
適用方法論	方法論番号	<u>No. R 001ver.4.1</u>					
	方法論名称	森林活動によるCO2吸収量の増大(間伐促進型プロジェクト)					

<sup>3</sup> 合計の値から少数点以下を切り捨て、トン単位で記載してください。

ダブルカウントの防止措置		
ダブルカウントの防止の措置を講ずる事業者	(プロジェクト代表事業者と同一の場合は記入不要)	印
ダブルカウントの防止措置内容	<p>以下、該当する場合は、□に✓を入れ、必要に応じて詳細を記入してください。 (オフセット・クレジット(J-VER)制度実施規則 1.4「クレジットの二重使用」参照)</p> <p><b>【①類似制度に基づく二重認証に関するダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 類似制度へ申請しておらず、当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する温室効果ガス削減・吸収という環境に関わる付加価値(以下、「環境価値」という。)の認証を取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 以下の類似制度(電力における RPS 法を含む)に申請しています</p> <p>類似制度名: _____</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しておらず、今後も取得しません。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得しているため、その分を控除いたします。</p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにおいて確保された削減量・吸収量については、オフセット・クレジット(J-VER)制度以外の制度によって、当該プロジェクトに付随する環境価値の認証を取得していますが、以下の理由によりダブルカウントが生じていないことを証明します。</p> <p>理由: _____</p> <p><b>【②第三者に環境価値を移転する際のダブルカウントの防止措置】</b></p> <p><input type="checkbox"/> 当該プロジェクトにより生み出されたエネルギー等(電気、バイオガス等)を第三者に売却する際に、その売却先に対して、環境に関わる付加価値はクレジット化されており、当該エネルギー等の価値には付随していないこと、及び、当該エネルギー等の価値の帰属先と、環境に関わる付加価値の帰属先が異なることを明示する「説明文書」を作成して、売却先に示します。</p> <p><input checked="" type="checkbox"/> 森林管理プロジェクトの場合、当該プロジェクトの対象となった森林を第三者に譲渡する際に、その譲渡先に対して、環境価値はクレジット化されており、当該森林には付随していないこと、及び、当該森林の所有権の帰属先と、環境価値の帰属先が異なることを明示する説明文書を作成して譲渡先に示します。あわせて、当該森林の譲渡の際には、オフセット・クレジット(J-VER)制度利用約款森林管理プロジェクト特約の内容にも十分に留意します。</p> <p>※第三者が、当該プロジェクトから生じる環境に関わる付加価値がオフセットクレジット(J-VER)として使用されていることを知らずに、当該付加価値を二重に主張することを防ぐ必要があるため、妥当性確認時において、これらの防止措置が講じられる体制にあること(上記の「説明文書」の作成等)を確認する必要がある。</p>	

**【③自主的な報告・公表を実施する際のダブルカウントの防止措置】**

以下の自主的な報告・公表媒体において、当該プロジェクトの内容、当該クレジットの発行量及び当該クレジット発行量のうち当事業者が無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）を明記します。

あわせて、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジット量については、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

ホームページ

ホームページ URL: http://www.city.akita.akita.jp/

出版物（環境報告書/定期刊行物）

その他 具体的に: 広報 あきた（月 2 回 発行）

現在は、自主的な報告・公表を実施していないが、今後実施するにあたっては、当該プロジェクトにおいて発行されたクレジットについては、環境価値の帰属を主張しません。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）については除きます。

**【④公的な報告・公表制度におけるダブルカウントの防止措置】**

公的な報告・公表制度には参加していません。

以下の公的な報告・公表制度に参加しています

地球温暖化対策推進法に基づく算定・報告・公表制度の対象者である。

地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画（区域施策）の策定義務対象者（都道府県）である。

「排出量取引の国内統合市場の試行的実施」参加事業者である。

地方公共団体が実施する以下の制度の対象事業者である。

制度名: \_\_\_\_\_

その他

具体的に: \_\_\_\_\_

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量については排出量とみなし報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、当該報告・公表制度の報告様式における適切な備考欄に記載します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

当該報告・公表制度等において、当該プロジェクトにより発行されたクレジット量について報告する必要はないため、クレジット発行量については排出量とみなし、自主的な報告・公表値において報告します。ただし、当事業者による自らの為に無効化したクレジット量（環境価値を他者に譲渡していないもの）は除きます。

備考欄

特になし

以上